

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【198】
2. 日時：令和2年5月26日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、片桐主任安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他10名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、非常用発電装置の出力の決定に関する説明書、常用電源設備の要目表等及び5月13日付けで書面にて確認した内容に対する工事計画に関するヒアリングにおける事前確認（常用電源設備）について、令和2年5月21日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書等】

- 高エネルギーアーク損傷（HEAF）におけるアークエネルギーしきい値の設定の考え方について、火災が発生した最小のアークエネルギーから、測定誤差を含めた最終的に評価に用いるしきい値に至るまでの経緯がわかるように説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

規制庁配布資料

- ・工事計画に関するヒアリングにおける事前確認（常用電源設備）